

議案第70号

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次

前文

第1章～第3章 略

第4章 車いすが利用しやすい施設の整備（第25条～第28条）

第5章 雑則（第29条～第31条）

附則

（情報の収集及び提供等）

第9条 略

2 前項の情報の提供を行うに当たっては、県、市町村及び事業者が緊密な連携を図るとともに、県民が当該情報を迅速かつ容易に得られる環境を整備するため、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術という。）の活用に努めるものとする。

（推進体制の整備）

第11条 略

2 市町村は、事業者及び市町村民と一体となって、地域の実情を踏まえた福祉のまちづくりの推進体制を整備し、その実現を図る

前文

第1章～第3章 略

第4章 車いすが利用しやすい施設の整備（第25条・第26条）

第5章 雑則（第27条）

附則

（情報の収集及び提供）

第9条 略

（推進体制の整備）

第11条 略

よう努めるものとする。

3 県は、前項の推進体制の整備に関して、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(特別特定建築物の追加)

第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設（令第5条第11号に掲げるもの及び専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。以下「特定運動施設」という。）

(6) 略

(建築の規模の引下げ)

第14条 法第14条第3項の条例で定める建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模

(特別特定建築物の追加)

第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（令第5条第11号に掲げるもの及び専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。）

(6) 略

(建築の規模の引下げ)

第14条 法第14条第3項の条例で定める建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模

(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。))の場合にあっては、当該増築等に係る部分(耐震改修により増加する部分を除く。)の床面積。以下同じ。)の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。ただし、次の各号に掲げる建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、当該各号に掲げる建築物移動等円滑化基準は、適用しない。

(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。))の場合にあっては、当該増築等に係る部分(耐震改修により増加する部分を除く。)の床面積。以下同じ。)の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、建築物移動等円滑化基準のうち次に掲げるものは、適用しない。

- (1) 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号(これらの規定を令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準
- (2) 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イ(令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準(幅

(1) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満の建築物 令第18条第2項第1号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）

(2) 床面積の合計が200平方メートル未満の建築物 次に掲げる基準

ア 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号（これらの規定を令第25条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準

イ 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イ（令第25条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準（幅70センチメートルを超える部分に限る。）

ウ 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号（令第25条第1

70センチメートルを超える部分に限る。）

(3) 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号（令第25条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準

項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）

において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準

（廊下、階段及び傾斜路）

第16条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等の下端近接部分（階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の下端に近接する部分をいう。以下同じ。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）～（3） 略

2・3 略

4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段には、両側に手すりを設けること。

（廊下、階段及び傾斜路）

第16条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等の下端近接部分（階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の下端に近接する部分をいう。以下同じ。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）～（3） 略

2・3 略

5. 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等、階段及び傾斜路は、照明設備の設置その他の方法により利用に支障が生じないよう必要な照度を確保するとともに、床面、壁面及び出入口戸（出入口に設ける戸。以下同じ。）は、相互に色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること（相互に近接する部分の色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることを含む。）により、それらの存在を容易に識別できるものとする。

（便所）

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

（1）～（3） 略

（4） 小便器を設ける場合は、そのうち1以上の周囲に手すりを設け、当該小便器を設ける便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

（5） 別表第3に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が1,000

（便所）

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

（1）～（3） 略

（4） 小便器を設ける場合は、そのうち1以上の周囲に手すりを設けること。

平方メートル以上のものに限る。)の建築をする場合は、火災の発生を光で報知する警報装置を設けること。ただし、ホテルの客室に設けられる便所については、この限りでない。

(6) 照明設備の設置その他の方法により利用に支障が生じないよう必要な照度を確保するとともに、床面、壁面並びに便所及び便房の出入口戸は、相互に色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること(相互に近接する部分の色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることを含む。)により、それらの存在を容易に識別できるものとする。

2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

(2) 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。

2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

(2) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。

(3) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車いす使用者用便房とは別に次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ア・イ 略

(4) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車いす使用者用簡易型便房（車いす使用者用便房とは別に次に掲げる措置を講じた車いす使用者が利用可能な便房をいう。）を1以上設けること。

ア 車いす使用者が利用できる腰掛便座、手すりその他の設備を適切に設けること。

イ 当該便房までの便所内の通路は、車いすの転回に支障のない構造とし、階段又は段を設けないこと。

ウ 当該便房が設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

エ 利用居室から当該便房までの経路のうち1以上を移動等円

(3) 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ア・イ 略

滑化経路とすること。

オ 当該便房の出入口戸は、引き戸、折れ戸その他車いす使用者の利用に配慮したものとする。

カ 次項第1号の大便秘器洗浄装置を設けること。

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

4 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、令第14条第1項第2号の規定により水洗器具（第2項第3号イの規定により設ける水洗器具を除く。）を設けるときは、当該水洗器具と便器は別のものとしなければならない。

(1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

(2) 公衆便所

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上である特別特定建

築物

5 略

6 略

(駐車場)

第18条の2 略

2 次に掲げる場合は、1以上の車いす使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上である特別特定建築物の建築をする場合

(浴室等)

第18条の3 別表第7の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、浴室等（車いす使用者用客室に設けられるものを除

4 略

5 略

(駐車場)

第18条の2 略

2 次に掲げる場合は、1以上の車いす使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 床面積の合計が5,000平方メートル以上である特別特定建築物の建築をする場合

く。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の
区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでな
ければならない。

(1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 浴槽及びシャワーを利用するための区画内に、手すりを適
切に設けること。

(3) 洗い場又はシャワーに、レバー式その他高齢者、障害者等
が容易に使用できる方式の水栓を設けることとし、当該水栓
は、自動温度調節器付き混合水栓として温水の混合操作を容易
にするとともに、当該自動温度調節器には適切な温度の個所に
認知しやすい印を付けること。

(4) 浴室には、浴室用車いす、シャワーチェアその他の車い
す使用者が円滑に入浴を行うことができる設備又は備品を1以
上設置すること。

(5) 浴室には、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保
すること。

(6) 浴室には、通行の際に支障となる段を設けないこと。た
だし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合

は、この限りでない。

(7) 廊下から浴槽までの経路のうち1以上について、当該経路を構成する出入口の戸を、自動的に開閉する構造である戸又は引き戸とし、その幅は80センチメートル以上とすること。

(8) 更衣を行うための設備又はシャワーを利用するための設備を設ける場合は、それぞれ1以上の出入口の幅を80センチメートル以上とすること。

(移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等（令第18条第3項に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。）から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、次の各号のいずれにも該当するときは、令第18条第2項第1号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）は適用しない。

(1) 地上階の直上階又は直下階に設ける利用居室において提供

(移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等（令第18条第3項に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。）から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、地上階の直上階又は直下階に設ける利用居室において提供されるサービスを地上階に設ける利用居室においても提供できるときは、この限りでない。

されるサービスを地上階に設ける利用居室においても提供できること。

(2) 建築物に車いす使用者用便房を設ける場合は、当該車いす使用者用便房を地上階に設けること。

(3) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合は、当該車いす使用者用駐車施設を地上階に設けること。

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第8の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

ウ 別表第1の左欄に掲げる区分（それぞれ同欄に掲げるその他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合に係る区分に限る。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模の特別特定建築物の建築をするときは、出入口のうち主たるものに設け

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

る戸を、自動的に開閉する構造の戸又は引き戸とすること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第9の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ 略

エ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置くこと。

(ア)～(ウ) 略

(エ) ホテル又は旅館（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第7の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ 略

エ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置くこと。

(ア)～(ウ) 略

(エ) ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）

(オ)～(ク) 略

(3) 略

(4) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものであること。

ア～ウ 略

エ 別表第1の左欄に掲げる区分（それぞれ同欄に掲げるその他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合に係る区分に限る。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模の特別特定建築物の建築をするときは、火災の発生を感知し、自動的にかごを地上階に停止させ、及び戸を開放する装置を設けること。

(5) 略

(共同住宅の特例)

第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に

(オ)～(ク) 略

(3) 略

(4) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものであること。

ア～ウ 略

(5) 略

(共同住宅の特例)

第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に

係る部分を除く。以下同じ。)のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「準移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。この場合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当するときは、令第18条第2項第1号に定める基準(他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。)に適合することを要しない。

(1) 床面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル未満、かつ、階数が4に満たないこと。

(2) 道等から、住戸の総数に100分の10を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)以上の住戸への経路が、地上階において準移動等円滑化経路となっていること。

2 準移動等円滑化経路は、別表第10に掲げるものでなければならない。

(公益事業の事務所の特例)

第21条 略

2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第11に掲げるものでな

係る部分を除く。以下同じ。)のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「準移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。

2 準移動等円滑化経路は、別表第8に掲げるものでなければならない。

(公益事業の事務所の特例)

第21条 略

2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第9に掲げるものでな

なければならない。

(案内設備までの経路)

第21条の3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物（令第20条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所が設けられたものを除く。）には、道等から主たる出入口までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 音声により視覚障害者を誘導する設備を設け、道等から当該設備までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。

(2) 令第20条第3項の規定の例による案内所を設け、道等から当該案内所までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。

2 道等に線状ブロック等が敷設されているときは、当該敷設された場所から令第21条第1項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路又は前項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路までの経

なければならない。

(案内設備までの経路)

第21条の3

次に掲げる場合であって、道等に線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度

路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあつては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。

（増築等に関する適用範囲）

第22条 略

2 知事は、増築等の場合において、第13条、第14条又は第16条から前条までの規定の全部又は一部を適用すると建築物の増築若しくは改築に係る部分以外の部分又は用途の変更に係る部分について大規模な改修（知事が別に定めるものに限る。）が必要にな

の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）が敷設されているときは、当該敷設された場所から案内設備までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあつては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。

（1） 病院若しくは診療所、保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署又はターミナルの建築をする場合

（2） 床面積の合計が50平方メートル以上である公衆便所の建築をする場合

（3） 前2号に掲げるもののほか、床面積の合計が1,000平方メートル以上の特別特定建築物の建築をする場合

（増築等に関する適用範囲）

第22条 略

2 知事は、増築等の場合において、第13条、第14条又は第16条から前条までの規定の全部又は一部を適用すると建築物の前項第1号に掲げる部分以外の部分について大規模な改修（知事が別に定めるものに限る。）が必要になり、かつ、その建築主等に当該増

り、かつ、規則で定める事由に該当するときは、これらの規定の全部又は一部を適用しないことができる。

(認定証の交付)

第24条 特別特定建築物（建築物移動等円滑化基準に適合させたものに限る。以下この条において同じ。）を設置し、又は管理する者は、当該特別特定建築物をとっとりユニバーサルデザイン認証基準（高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることを目的として規則で定める基準をいう。以下同じ。）に適合させたときは、規則で定めるところにより、当該特別特定建築物をとっとりユニバーサルデザイン認証基準に適合していることを証する書面（以下「認定証」という。）の交付を知事に請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該特別特定建築物がとっとりユニバーサルデザイン認証基準に適合していると認定するときは、当該請求をした者に対し、認定証を交付するものとする。

築等と併せて当該改修を行うことができないやむを得ない事由があると認めるときは、これらの規定の全部又は一部を適用しないことができる。

(適合証の交付)

第24条 特定建築物を設置し、又は管理する者は、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、当該特定建築物が建築物移動等円滑化基準に適合していることを証する書面（以下「適合証」という。）の交付を知事に請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該特定建築物が建築物移動等円滑化基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 認定証の交付を受けた者は、当該特別特定建築物の主たる出入口に、認定証及び認定されたとっとりユニバーサルデザイン認証基準の内容を掲示することができる。

4 第2項の規定による交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第4条の規定は、適用しない。

(受付カウンターの構造)

第26条 略

(利用居室の構造)

第27条 利用居室は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

(1) 床（車いす使用者の利用上支障がないものとして知事が別に定める部分を除く。）は、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、段を設けないこと。

(2) 利用居室内の通路の幅は、90センチメートル以上とすること。

3 前項の規定による交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第4条の規定は、適用しない。

(受付カウンターの構造)

第26条 略

(公営住宅の構造)

第28条 県又は市町村が、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の建築をする場合には、知事が別に定めるところにより、車いす使用者の入居に適した構造のものとするよう努めなければならない。

(利用者の意見の尊重)

第29条 特別特定建築物の所有者若しくは管理者又は特別特定建築物の建築をしようとする者（以下「建築主等」という。）は、当該特別特定建築物が高齢者、障害者等をはじめとする全ての者が安全かつ快適に利用できる施設の整備を行うよう努めるものとし、当該特別特定建築物の利用者に対し、当該特別特定建築物の整備及び運営についての意見を求め、得られた意見を尊重して、当該特別特定建築物の整備及び運営を行うよう努めなければならない。

(福祉のまちづくりアドバイザー)

第30条 知事は、福祉のまちづくりに関する識見を有する高齢者、
障害者その他の者又は福祉のまちづくりに関する建築その他の専
門的知識を有する者であって、福祉のまちづくりに自ら参画し
て、これを推進する意欲を有するものを、福祉のまちづくりアド
バイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録すること
ができる。

2 前項の規定により登録されたアドバイザーは、建築主等の求め
に応じて、特別特定建築物の整備及び運営に関し、高齢者、障害
者等をはじめとする全ての者の安全かつ快適な利用に配慮したも
のとなるよう、当該特別特定建築物の利用者の立場に立って、点
検し、助言を行うものとする。

（規則への委任）

第31条 略

別表第1（第14条関係、第19条関係）

区分	規模
----	----

（規則への委任）

第27条 略

別表第1（第14条関係）

区分	規模
----	----

公立小学校等	略		公立小学校等	略	
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て		その他の建築物移動等円滑化基準 <u>(令第14条第1項に定める基準を除く。)</u> を適用する場合	全て
略			略		
各種学校又は専修学校	令第18条第2項第2号（主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第	全て	各種学校又は専修学校	令第14条第1項に定める基準を適用する場合	床面積の合計2,000平方メートル以上
				令第18条第2項第2号（主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第	全て

	7号に定める基準を適用する場合 (以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。)			7号に定める基準を適用する場合 (以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。)	
	略			略	
公立小学校等、特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上	公立小学校等、特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	令第14条第1項に定める基準を適用する場合	床面積の合計2,000平方メートル以上
	略			略	
略			略		
共同住宅、寄宿舎又は下宿	略		共同住宅、寄宿舎又は下宿	略	
	その他の建築物移	階数が3以上、か		その他の建築物移	床面積の合計1,000

	動等円滑化基準を適用する場合	つ、床面積の合計 <u>500平方メートル以上1,000平方メートル未満又は床面積の合計1,000平方メートル以上</u>		動等円滑化基準を適用する場合	平方メートル以上
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	<u>全て</u>		エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
				その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	<u>床面積の合計100平方メートル以上</u>
老人福祉センター、児童厚生施設			老人福祉センター、児童厚生施設	玄関及び敷地内通路の場合	全て

設、身体障害者福祉センターその他	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
これらに類するもの	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	<u>全て</u>
略		
<u>特定運動施設</u>	略	
略		
飲食店又は銀行その他これらに類するサービス業を営	略	
	その他の建築物移動等円滑化基準を	床面積の合計100平方メートル以上

設、身体障害者福祉センターその他	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
これらに類するもの	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	<u>床面積の合計100平方メートル以上</u>
略		
<u>第13条第5号に掲げる体育館、水泳場、ボーリング場</u>	略	
<u>その他これらに類する運動施設</u>		
略		
飲食店又は <u>クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀</u>	略	
	その他の建築物移動等円滑化基準を	床面積の合計100平方メートル以上

む店舗	適用する場合	
クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計50平方メートル以上
理髪店、美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	略	
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 <u>100平方</u> メートル以上
略		

行その他これらに類するサービス業を営む店舗	適用する場合	
理髪店、美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	略	
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 <u>200平方</u> メートル以上
略		

公衆便所	<u>エレベーターの場合</u>	<u>床面積の合計50平方メートル以上</u>
	<u>倉</u>	<u>方メートル以上</u>
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	<u>全て</u>
略		

備考 略

別表第3（第17条関係）

- 1 特別支援学校
- 2 病院
- 3 診療所
- 4 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 5 集会場又は公会堂
- 6 展示場
- 7 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 8 ホテル又は旅館

公衆便所	<u>玄関及び敷地内通路の場合</u>	<u>全て</u>
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	<u>床面積の合計50平方メートル以上</u>
略		

備考 略

9 保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署

10 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

11 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター
その他これらに類するもの

12 公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場

13 博物館、美術館又は図書館

14 公衆浴場

15 ターミナル

別表第4（第17条関係）

略	
百貨店、マーケットその他の 物品販売業を営む店舗	床面積の合計 <u>2,000平方メー トル以上</u>
ホテル又は旅館（宿泊者以外 の利用がある場合に限る。）	略
略	

別表第3（第17条関係）

略	
百貨店、マーケットその他の 物品販売業を営む店舗	床面積の合計 <u>5,000平方メー トル以上</u>
ホテル（宿泊者以外の利用が ある場合に限る。）	略
略	

ターミナル	<u>全て</u>
公衆便所	<u>全て</u>

ターミナル	<u>床面積の合計100平方メートル以上</u>
公衆便所	<u>床面積の合計50平方メートル以上</u>

別表第5（第17条関係）

病院	<u>床面積の合計1,000平方メートル以上</u>
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	<u>床面積の合計1,000平方メートル以上</u>
集会場又は公会堂	<u>床面積の合計1,000平方メートル以上</u>
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	<u>床面積の合計2,000平方メートル以上</u>

別表第4（第17条関係）

病院	<u>床面積の合計2,000平方メートル以上</u>
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	<u>床面積の合計2,000平方メートル以上</u>
集会場又は公会堂	<u>床面積の合計2,000平方メートル以上</u>
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	<u>床面積の合計5,000平方メートル以上</u>

ホテル又は旅館（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計 <u>2,000平方メートル以上</u>
略	
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計 <u>1,000平方メートル以上</u>
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計 <u>1,000平方メートル以上</u>
略	

別表第6（第17条関係）

略	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 <u>1,000平方メートル以上</u>
集会場又は公会堂	床面積の合計 <u>1,000平方メートル以上</u>

ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計 <u>5,000平方メートル以上</u>
略	
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計 <u>2,000平方メートル以上</u>
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計 <u>2,000平方メートル以上</u>
略	

別表第5（第17条関係）

略	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 <u>2,000平方メートル以上</u>
集会場又は公会堂	床面積の合計 <u>2,000平方メートル以上</u>

百貨店、マーケットその他の 物品販売業を営む店舗	床面積の合計 <u>1,000平方メー トル</u> 以上
ホテル又は旅館（宿泊者以外 の利用がある場合に限る。）	床面積の合計 <u>1,000平方メー トル</u> 以上
略	
公共体育館等若しくはボーリ ング場又は遊技場	床面積の合計 <u>1,000平方メー トル</u> 以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計 <u>1,000平方メー トル</u> 以上
略	
公衆便所	<u>全て</u>

百貨店、マーケットその他の 物品販売業を営む店舗	床面積の合計 <u>2,000平方メー トル</u> 以上
ホテル（宿泊者以外の利用が ある場合に限る。）	床面積の合計 <u>2,000平方メー トル</u> 以上
略	
公共体育館等若しくはボーリ ング場又は遊技場	床面積の合計 <u>2,000平方メー トル</u> 以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計 <u>2,000平方メー トル</u> 以上
略	
公衆便所	<u>床面積の合計50平方メー トル</u> <u>以上</u>

別表第7（第18条の3関係）

特別支援学校	全て
--------	----

病院	全て
診療所	床面積の合計100平方メートル以上
ホテル又は旅館（客室以外に限る。）	客室の総数が10以上、かつ、床面積の合計200平方メートル以上
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）	全て
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	全て
公衆浴場	床面積の合計500平方メートル以上

別表第8（第19条関係） 略

別表第9（第19条関係）

略	
ホテル又は旅館（宿泊者以外 の利用がある場合に限る。）	略
略	

別表第10（第20条関係） 略

別表第11（第21条関係） 略

別表第6（第19条関係） 略

別表第7（第19条関係）

略	
ホテル（宿泊者以外の利用 がある場合に限る。）	略
略	

別表第8（第20条関係） 略

別表第9（第21条関係） 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、なお従前の例による。

(検討)

3 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、鳥取県福祉のまちづくり条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。